

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きに係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和6年2月15日

支出負担行為担当官

北海道開発局釧路開発建設部長 田村 桂一

## 1 業務概要

(1) 業務名 釧路湿原自然再生事業検討業務

(電子入札対象案件)

(電子契約対象案件)

(2) 業務内容 本業務は、釧路湿原の自然再生を目的として実施するヌマオロ地区旧川復元事業、幌呂地区湿原再生及び今後の自然再生事業計画などについて検討を行うものである。また、釧路湿原自然再生を推進するための各種施策について議論、検討、報告を行う協議会等を開催するため資料作成等を行うものである。

本業務の業務内容は「特記仕様書(案)」によるが、主な業務内容は以下のとおりである。

- 1) 計画準備
- 2) 現地踏査
- 3) 資料収集
- 4) 自然再生事業の実施に関する検討
- 5) 雪裡地区自然再生事業の計画に関する検討
- 6) 釧路湿原自然再生協議会資料検討
- 7) 報告書作成

(3) 履行期限 令和7年3月21日(金)

(4) 本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙方式に代えるものとする。

(6) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

## 2 参加資格

技術提案書の提出者は、（１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は（２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における令和5・6年度の業種区分「土木関係コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

ウ 北海道開発局長から、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 設計企業体

（１）単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、北海道開発局長から「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年2月15日付け北海道開発局長）に示すところにより、本業務に係る設計共同体としての一般競争（指名競争）参加資格（以下「設計企業体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。

なお、設計共同体の競争参加資格に関する公示は、北海道開発局ホームページにて掲載する（下記アドレス参照）。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000zi04.html>

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の経験及び能力

(2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況

(3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定の技術者の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績

(2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表、その他

業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性

(3) 評価テーマに関する技術提案

5 手続等

(1) 担当部局

〒085-8551 北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎

北海道開発局釧路開発建設部 契約課 上席契約専門官（業務入札担当）

電話0154-24-7125（ダイヤルイン）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和6年2月15日（木）から令和6年3月18日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から18時00分まで。

イ やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）を(1)に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。持参による場合は、(1)に記録媒体を持参すること。

郵送による場合は、(1)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、令和6年2月15日（木）から令和6年3月18日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法  
提出期限： 令和6年2月26日（月） 12時00分まで。  
提出場所： 紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。  
提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によることとし、電送によるものは受け付けない。
- (4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法  
提出期限： 令和6年3月19日（火） 12時00分まで。  
提出場所： 紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。  
提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によることとし、電送によるものは受け付けない。

## 6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。
- (4) 上記2(1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業又は2(2)に掲げる設計共同体としての一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。
- (6) 本業務にかかる落札及び契約締結は、令和6年5月7日を予定しているが、予算成立が令和6年5月8日以降となった場合は、予算成立日に落札及び契約する。  
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみの契約とする。